

民間企業等派遣研修等実施要綱

(平成29年1月25日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、職員を民間企業等（以下「派遣先企業等」という。）に派遣し、研修として派遣先企業等における実務を体験させることにより、職員の意識の改革と資質の向上を図り、もって区政の効率的な執行に資するとともに、民間企業等に勤務する職員（以下「企業等職員」という。）を板橋区行政実務研修員（以下「研修員」という。）として受け入れ、区政への民間活力の導入を図ることを目的とする。

(派遣研修職員の決定)

第2条 派遣研修職員の決定に関する事務は、総務部人事課において処理する。

(派遣研修先及び派遣研修期間)

第3条 派遣研修先は、第1条の目的に合致し、区政運営の公正性及び公平性を阻害するおそれがないと区長が認めた派遣先企業等とする。

2 派遣研修職員の派遣研修期間は、1年とする。ただし、区長は、派遣研修の目的を効果的に達成するため、必要があると認めるときは、派遣先企業等と協議の上、1年を超える派遣研修期間を定め、又は派遣研修期間を延長し、若しくは短縮することができる。

(派遣研修職員の給与、勤務時間その他の勤務条件)

第4条 派遣研修期間中における派遣研修職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、区が実施する他の派遣研修の研修職員と同様とする。

2 派遣研修期間中の派遣研修職員に対する給料及び諸手当は、職員の給与に関する条例（昭和35年板橋区条例第10号）の定めるところにより区が支給する。

3 派遣研修職員の勤務時間は、職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程（平成10年板橋区訓令第23号）に定めるところによる。ただし、派遣先企業等が定める執務時間等からみてこれにより難しい場合においては、派遣研修期間中の勤務時間を臨時に変更するものとする。

4 派遣研修職員が派遣先企業等における所定の執務時間を勤務した場合は、正規の勤務時間を勤務したものとする。

5 第3項の規定により定められた正規の勤務時間を超えて研修を命じた場合においては、その超える時間について、時間外勤務手当の支給の対象とする。

6 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年板橋区条例第18号。以下「条例」という。）において、週休日及び休日とされている日に研修を命じた場合においては、これらの日の勤務に代えて他の日の勤務を免除するものとする。ただし、他の日の勤務を免除することができないときは、時間外勤務手当又は休日給の支給の対象とする。

7 条例において勤務日とされている日について、派遣先企業等において、休日と定められている場合においては、派遣研修職員から提出された計画に基づき、他の場所における研修を命ずることができる。

(派遣研修職員の費用弁償)

第5条 派遣研修の実施に伴い必要となる出張旅費等の諸経費については、原則として派遣先企業等が負担する。

(派遣研修期間中の災害及び通勤による災害)

第6条 派遣研修期間中の災害及び派遣先企業等への通勤による災害については、派遣先企業等と協議の上、区の公務上の災害又は通勤による災害として取り扱い、区の責任において処理する。

(派遣研修職員の秘密を守る義務)

第7条 派遣研修職員は、派遣先企業等において知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 前項の秘密は、派遣先企業等が秘密であると明示した事項、その他それを漏らすことが派遣先企業等の利益を侵害すると客観的に認められる事項をいう。

(派遣先企業等の指示に服する義務)

第8条 派遣研修職員は、派遣研修期間中においては、派遣先企業等職員のうちから派遣先企業等の指定する者の指示に従うものとする。

(派遣研修職員の休暇の承認等)

第9条 派遣研修職員の休暇等の承認並びに出張、時間外勤務及び休日勤務の命令は、派遣先企業等職員のうちから派遣先企業等の指定する者を經由して行うものとする。

(派遣研修職員の出勤等の取扱い)

第10条 派遣研修職員の出勤等の取扱いについては、派遣先企業等職員の例により行うものとする。

2 区長は、必要があると認めるときは、派遣先企業等から派遣研修職員の出勤等の報告を求めることができる。

(派遣研修職員の他の研修の受講)

第11条 派遣研修職員に対して、区が実施する他の研修の受講を命ずる必要があると認めるときは、派遣先企業等と協議の上、これを命ずるものとする。

(研修員の受入れの基準)

第12条 研修員受入れは、第1条の目的に合致し、区政運営の公正性及び公平性を阻害するおそれがないと区長が判断した場合に限るものとする。

(派遣研修員の研修期間)

第13条 研修員の研修期間は、1年とする。ただし、区長が研修の目的を効果的に達成するためその他必要があると認めるときは、企業等職員が勤務する民間企業等（以下「派遣元企業等」という。）と協議の上、1年を超える研修期間を定め、又は研修期間を延長し、若しくは短縮することができる。

(研修員の給与)

第14条 研修期間における研修員の給与（通勤費を含む。）は派遣元企業等が負担し、研修員に直接支給する。

(研修員の勤務時間その他の勤務条件)

第15条 研修員の勤務時間その他の勤務条件は、区職員に適用される法令等の例による。

(研修員の費用弁償)

第 16 条 研修の実施に伴い必要となる出張旅費等の諸経費については、原則として区が負担する。

(研修期間中の災害及び通勤による災害)

第 17 条 研修期間中の災害及び通勤による災害については、区と協議の上、派遣元企業等の業務上の災害又は通勤による災害として取り扱い、派遣元企業等の責任において処理する。

(研修員の発令)

第 18 条 研修員の発令は、別記様式第 1 号により行うこととする。

(研修員の秘密保持義務)

第 19 条 研修員は、区において知り得た秘密を研修期間中及び研修終了後において漏らしてはならない。

(研修員の誓約)

第 20 条 研修員は、研修開始に際して、別記様式第 2 号により誓約を行うものとする。

(研修員の服務)

第 21 条 研修員は、研修期間中、区職員に適用される法令等を遵守しなければならない。

2 研修員は、研修期間中、別記様式第 3 号による板橋区研修員カードを所持するものとする。

(協定の締結)

第 22 条 区長は必要があると認めるときは、派遣先企業等又は派遣元企業等と協定等を締結するものとする。

(委任)

第 23 条 この要綱に定めるもののほか、民間企業等への派遣研修又は研修の実施に関し必要な事項は、総務部長が定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。